

第4章

復旧から復興へ

第4章 復旧から復興へ

第1節 県災害復旧・復興本部の設置

1 千葉県震災復旧及び復興に係る指針の策定

今回の震災は、被害が甚大であり、特に津波や液状化による被害が深刻であったことから、単なる原状回復である「復旧」とどまらず、将来に向けて地域をより活性化させる「復興」までを視野に取り組むことが必要と考えられた。

一方で、震災による影響は、全県一律ではなく局所的であり、津波や液状化などといった地域ごとに全く違う特性があったことから、県では、復旧・復興計画は策定せず、復旧・復興に係る指針を策定し、この指針において復興に向けた方向性を示したうえで、個別の施策については、地域防災計画をはじめとした各種計画に反映させ、体系的な施策展開を進めていくこととした。

指針の策定にあたり、知事を本部長とする「千葉県災害復旧・復興本部（以下「復興本部」という。）」が設置され、事務局には、防災危機管理監のほか、健康福祉部、商工労働部、農林水産部、県土整備部（のちに総合企画部、総務部が加わる）から職員が集められた。

指針は、平成23年5月10日に骨子を、同年9月9日に原案を決定した。その後、県議会「東日本大震災復旧・復興対策特別委員会」の提言や県内被災市町村との意見交換を踏まえ、翌年2月7日に本部会議において「千葉県震災復旧及び復興に係る指針（以下「指針」という。）」として決定された。

指針では、「公助」の充実強化を図ることはもとより、「共助」により災害に備えていく仕組みづくりにも取り組むことなどを今後の施策展開のポイントとし、①全ての世代の安全・安心の確保、②県経済の再生・発展、③多様な災害に備えたまちづくり、を復興に向けた県政の方向性としている。

なお、復興本部事務局は、平成23年11月1日、新たに専任の原発事故対応・復旧復興担当部長が設けられるとともに、防災危機管理監防災危機管理課に設置された原発事故対応・復旧復興室に置かれることとなった。このことにより、復興については防災危機管理監が、一般的な地域振興については総合企画部が担当することが明確化された。

復旧・復興に向けた取組みについては、東京電力福島第一原子力発電所事故に由来する放射性物質への対処を含め、平成22年度3月補正（知事専決）から平成24年度9月補正までに、約1,126億円の予算が措置され、平成24年9月7日には、指針に記載された復旧への取組みは総じて順調に進んでいることが公表された。

○復興本部における指針策定に向けた動き（※〔 〕は国における動き）

平成23年

4月1日 第1回千葉県災害復旧・復興本部 本部会議
・復旧・復興本部の設置について

- 4月4日 第1回千葉県災害復旧・復興本部 事務局員会議
・復旧・復興本部の設置について
・補正予算の要求について
- 5月6日 第2回千葉県災害復旧・復興本部 事務局員会議
・千葉県震災復旧及び復興に係る指針（骨子案）について
・東日本大震災への対応に係る5月補正予算案について
- 5月10日 第2回千葉県災害復旧・復興本部 本部会議
・東日本大震災による被害状況と対応について
・千葉県震災復旧及び復興に係る指針（骨子）を決定
- 6月10日 第3回千葉県災害復旧・復興本部 事務局員会議
・市町村との意見交換の概要について
・復旧・復興に向けた工程表について
- 6月18日 菅内閣総理大臣の県内被災地視察
菅内閣総理大臣に対して被災市町村の意見などを説明
- 6月20日 〔復興基本法成立〕
- 7月13日 第4回千葉県災害復旧・復興本部 事務局員会議
・千葉県震災復旧及び復興に係る指針（素案）について
- 7月29日 〔政府の東日本大震災復興対策本部が東日本大震災復興基本方針を決定〕
- 8月30日 第5回千葉県災害復旧・復興本部 事務局員会議
・千葉県震災復旧及び復興に係る指針原案（案）について
- 9月9日 第3回千葉県災害復旧・復興本部 本部会議
・千葉県震災復旧及び復興に係る指針原案を決定
- 9月20日～10月13日 知事と災害救助法適用団体市町長との意見交換
- 11月1日 防災危機管理監防災危機管理課に原発事故対応・復旧復興室を設置
原発事故対応・復旧復興担当部長を設置
- 11月22日 県議会「東日本大震災復旧・復興対策特別委員会」が「東日本大震災からの復旧・復興と災害に強い千葉県を目指すための提言」を知事に手交
第6回千葉県災害復旧・復興本部 事務局員会議
・東京電力福島第一原子力発電所事故に係る対処方針の見直しについて
・放射性物質により環境汚染された土壌等の除染に係る千葉県としての対処方針(案)について
- 12月7日 〔東日本大震災復興特別区域法成立〕
- 平成24年
- 1月26日 知事と災害救助法適用団体市町長との意見交換会
- 2月2日 第7回千葉県災害復旧・復興本部 事務局員会議
・千葉県震災復旧及び復興に係る指針の策定について
- 2月7日 第5回千葉県災害復旧・復興本部 本部会議

・千葉県震災復旧及び復興に係る指針を決定

2月10日〔復興庁発足〕

9月7日 東日本大震災からの復旧に向けた取組の進捗状況を公表

2 東京電力福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質への対処

指針においては、東京電力福島第一原子力発電所事故により生じた様々な問題については盛り込まれなかった。これは、放射能問題については今そこにある放射性物質をいかに隔離し、県民がとりこまないようにするかといった個別の対処であることから、今後の政策の方向性を示す指針には馴染まないとの判断によるものである。平成23年5月10日に指針の骨子を決定した際に、「福島第一原子力発電所事故に係る当面の対処方針（骨子）」も併せて決定しているが、指針が県としての今後の復興の方向性を示したのに対し、原発事故に係る対処方針（骨子）は、各部局における対処方針をとりまとめた形となっている。

今回の事故は規模としても未曾有のものであったが、放射性物質による環境汚染といった観点からも前例がなかった。このような中、各部局が手探りの中で個別対応をしていたが、放射性物質への対処の本格化に伴い、部局間の調整を行う必要が生じることとなった。そこで、平成23年6月、復興本部事務局における機動的な活動に着眼し、新たに環境生活部から職員を加えたうえで復興本部事務局において当該問題に係る庁内調整を行うこととなった。

平成23年9月9日、当面の対処方針（骨子）を肉付けする形で「東京電力福島第一原子力発電所事故に係る対処方針（以下「対処方針」という。）」が策定された。対処方針においては、内部被ばくについては、基準値を超えた放射性物質を含んだ食料等を体内にとりこまない体制づくりが、外部被ばくについては、放射線量等の監視体制の継続や、汚泥やごみ焼却灰といった形で凝縮された放射性物質の管理体制を確固としたものにするのが重要であるとされた。

この対処方針には、放射性物質に汚染された土壌等の除染等の措置に関する考え方は示されなかったが、これは、国における考え方の提示が平成23年8月下旬となったことによるものである。その後、同年11月25日に国の考え方を踏まえて対処方針の見直しを行い、除染等の措置を円滑に実施していくことが盛り込まれた。併せて、除染に関する県としての対処方針を定め、除染に関する県としての役割や対策目標、除染の優先順位などを示した。なお、除染については、対象となる施設を管理している部局が実施することとし、復興本部事務局において全体の調整を行うこととなった。

その後、平成24年4月19日に「千葉県放射性物質除染実施プラン」において除染の具体的な対象施設やスケジュールを示し、除染等の措置を本格的に開始した。同年11月には、その進捗状況から、平成24年度末をもって所期の目的が達成される見通しであることが明らかになり、同年11月21日にその旨を公表した。

また、除染による放射線量の低減のみでなく、放射性物質に対する正確な知識があつて初めて安全安心が実感できるという考えのもと、放射線に関する

る県民向け講習会を県内各地で開催したほか、電話相談窓口の設置など、県民への正確な知識の普及も併せて実施した。

また、これらに係る経費をはじめとした放射性物質に対処するための経費については、東京電力(株)に損害賠償請求することとし、平成24年8月13日に1回目の請求を実施した。

○復興本部における放射性物質への対処の動き(※〔 〕は国における動き)

平成23年

- 5月6日 第2回千葉県災害復旧・復興本部 事務局員会議
 - ・福島第一原子力発電所事故に係る当面の対処方針(骨子案)について
- 5月10日 第2回千葉県災害復旧・復興本部 本部会議
 - ・福島第一原子力発電所事故に係る当面の対処方針(骨子)を決定
- 6月10日 第3回千葉県災害復旧・復興本部事務局員会議
 - ・福島第一原子力発電所事故に伴う今後の対応について
- 6月18日 菅内閣総理大臣の県内被災地視察
菅内閣総理大臣に対して被災市町村の意見などを説明
- 8月26日 〔放射性物質環境汚染対処特別措置法成立〕
〔政府の原子力災害対策本部において〔除染に関する緊急実施基本方針〕策定〕
- 8月30日 第5回千葉県災害復旧・復興本部 事務局員会議
 - ・東京電力福島第一原子力発電所事故に係る対処方針(案)について
- 9月9日 第3回千葉県災害復旧・復興本部 本部会議
 - ・東京電力福島第一原子力発電所事故に係る対処方針を決定
- 9月20日～10月13日 知事と災害救助法適用団体市町長との意見交換
- 11月22日 第6回千葉県災害復旧・復興本部 事務局員会議
 - ・東京電力福島第一原子力発電所事故に係る対処方針の見直しについて
 - ・放射性物質により環境汚染された土壌等の除染に係る千葉県としての対処方針(案)について
- 11月25日 第4回千葉県災害復旧・復興本部 本部会議
 - ・東京電力福島第一原子力発電所事故に係る対処方針を改定
 - ・放射性物質により環境汚染された土壌等の除染に係る千葉県としての対処方針を決定

平成24年

- 1月1日 〔放射性物質環境汚染対処特別措置法全面施行〕
- 1月26日 知事と災害救助法適用団体市町長との意見交換
- 4月19日 千葉県放射性物質除染実施プランを公表
- 11月21日 千葉県放射性物質除染実施プランの進捗状況を公表

第2節 行幸啓

○天皇・皇后両陛下の被災者御見舞及び被災地御視察について

平成23年4月14日、天皇・皇后両陛下が旭市を御訪問されました。

天皇・皇后両陛下は、千葉県東総文化会館で知事より千葉県の被災状況の説明を御聴取された後、避難所である「旭市海上公民館」や「飯岡福祉センター」を訪れ、避難している方、一人ひとりを励まされました。

また、旭市の被災地域を御視察され、津波の爪跡が残る横根地区では被災地に向い黙礼をささげられました。

同年9月27日には、協和工業(株)東金事務所を御訪問され、東日本大震災で被災し、同事業所内を間借りして事業を再開している会社を御視察にられました。



写真 4-2-1 旭市海上公民館での天皇・皇后両陛下の被災者御見舞い



写真 4-2-2 旭市飯岡福祉センターでの天皇・皇后両陛下の被災者御見舞い

第3節 内閣総理大臣の被災地視察

平成23年5月31日の全国知事会において知事が菅内閣総理大臣に千葉県の液状化被害の状況を見ていただくよう要請した結果、平成23年6月18日に、菅直人内閣総理大臣の被災地視察が行われた。

視察では、習志野市と浦安市の液状化の被害状況を確認し、浦安市災害対策本部内で、千葉県知事、千葉市長、習志野市長、浦安市長から被害概要の説明が行われた。



写真 4-3-1 森田千葉県知事から菅内閣総理大臣へ被害概要の説明(浦安市にて)

第4節 県議会の対応

1 東日本大震災復旧・復興対策特別委員会

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による大震災は、これまでの想定を超えた津波や液状化現象などにより、県内においても甚大な被害をもたらした。

県議会においては、被災地の一日も早い復旧・復興と災害に強い千葉県を目指すため、県の復旧・復興対策や防災対策について、必要な調査、検討、提言を行うことを目的として、平成23年5月20日に東日本大震災復旧・復興対策特別委員会（委員長 宇野裕議員、副委員長 佐藤正己議員）を設置し、同年11月まで、9回の審査と3回の被災地等の現地調査を行った。

特に、この大震災における被害を踏まえ、「津波対策」、「液状化対策」、「石油コンビナート等特別防災区域の防災対策」、「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」、「千葉県地域防災計画の見直し」、「東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響等」を個別の調査事項として、詳細かつ慎重に調査を重ねた。

また、より深く調査等を行うため、津波、液状化及び放射性物質について専門家を講師として招き、これらの原理や科学的根拠等の知識を共有した上で議論を交わした。

本特別委員会として、調査・検討を行った結果から23項目の課題を指摘した上で、52項目からなる「東日本大震災からの復旧・復興と災害に強い千葉県を目指すための提言」をまとめ、平成23年11月22日に知事に手渡した。

表 4-4-1 東日本大震災復旧・復興対策特別委員会開催状況

	開催日	議題等
第1回	平成23年5月20日	・正副委員長の互選 ・特別委員会の今後の運営について
	平成23年5月31日	・被災地の現地調査 我孫子市、浦安市、市川市、習志野市、千葉市美浜区
	平成23年6月2日	・被災地の現地調査 香取市、匝瑳市、旭市、山武市、九十九里町
第2回	平成23年6月9日	・液状化について ・地域防災計画の概要及び石油コンビナート等特別防災区域の防災対策について ・委員会の進め方について
第3回	平成23年7月15日	・放射性物質の環境及び産業への影響と県の対応について ・今後のエネルギー対策について
第4回	平成23年7月28日	・津波による被害状況と対応について ・今後の津波対策について
第5回	平成23年8月10日	・液状化による被害状況と対応について ・今後の液状化対策について

	開催日	議題等
第6回	平成23年8月24日	・石油コンビナート火災爆発事故現場の現地調査 ・東日本大震災を踏まえた石油コンビナート等の防災対策について
第7回	平成23年9月12日	・千葉県震災復旧及び復興に係る指針原案について ・東京電力福島第一原子力発電所事故に係る対処方針について ・千葉県地域防災計画の見直しについて
第8回	平成23年10月24日	・調査、検討の総括 特別委員会調査報告について
第9回	平成23年11月17日	・調査、検討の総括 特別委員会調査報告について

東日本大震災からの復旧・復興と災害に強い千葉県を目指すための提言内容

1. 津波対策について

- (1) 新たな津波浸水予測図について、国の動向を見守るだけではなく、県独自に今回の津波被害を踏まえて早期に作成すること。さらに、今後の新たな知見に対応し、不断の見直しを行うこと。
- (2) 津波浸水予測図の作成や、津波襲来を知らせる情報、避難場所等の表示は、県下共通のものとするよう、市町村に対し、県が積極的に指導すること。
- (3) 津波襲来時に避難できる鉄筋コンクリート製の建物を整備すること。また、九十九里地域においては、避難場所が学校施設のみであることを踏まえ、教育委員会と連携して、避難場所としての施設整備を含めた教育施設のあり方を検討すること。
- (4) 津波襲来を知らせる情報を住民等に周知徹底する方法について、今後十分な研究を行うこと。
- (5) 市町村が津波避難計画を策定するために、県がどの程度の津波を想定すべきか示すこと。
- (6) 今回の経験を踏まえ、住民や児童等への避難教育に力を入れること。
- (7) 今回の経験を踏まえ、防潮堤のあり方を見直し、「減災」の視点から必要な整備を行うこと。
- (8) 今回の被害を踏まえ、河川の遡上を考慮し、河川・護岸のさらなる整備及び必要な水門の整備を進めるとともに、水門の閉門が間に合わないことがないように対策など、あらゆる災害を想定した万全な対策を講ずること。
- (9) 今回の津波に対して、整備された防潮林による減災効果が見られたことから、防潮林の計画的整備を行うこと。また、減災効果のあった九十九里有料道路の延伸についても検討すること。
- (10) 石油コンビナート地域において、今回、想定以上の津波が観測されたことから、当該地域等における企業に対して津波対策の指導を行うこと。
- (11) 海岸保全区域外についても津波対策を検討すること。
- (12) 県においては、今回の教訓を生かし、被害を受けた各地域からの要望を集約し、それぞれの地域の実情に応じた有効な対策を速やかに講ずること。

2. 液状化対策について

- (1) 過去の地盤データ等の収集や今後行われるボーリング調査のデータを活用し、液状化危険度マップの精度向上を図ること。
- (2) 国、県、市町村が協力して、効率的かつ効果的な液状化対策案を示しているよう県が主体となって調整を行い、早期に示すこと。また、その情報の県民への周知に努めること。
- (3) 有識者による知見を活用するなど、液状化の恐れのパ判定方法や安価な液状化対策の開発に努め、その成果を幅広く、積極的に情報提供すること。また、宅地分譲など開発事業者等に対しても実効のある対策を講ずるよう要請すること。
- (4) 平成23年度で終了としている液状化被害住宅再建支援事業を延長すること。
- (5) 液状化被害住宅再建支援事業による支援について、分譲マンションへの支援についても、戸建て住宅と格差が生じないように検討すること。
- (6) 集合住宅への支援策について、関係市町村と連携し、被害調査を実施した上で県として検討すること。
- (7) 災害時に広域避難場所として指定されている学校や公園で、液状化被害により避難場所として使用できなかった箇所があったが、県が管理する学校や公園については、今後はこのようなことがないように万全な対策を講ずること。
- (8) 上下水道のライフライン機能の液状化対策について、市町村とともに、早急かつ計画的性をもって取り組むこと。
- (9) 農地や農業用施設の液状化対策についても早急に行うこと。
- (10) 石油コンビナート地域における液状化の実態調査を実施するとともに、事業者のボーリング調査データの確保に努めるなど、必要な対策を講ずること。
- (11) 復興特区の創設については、法案が可決・施行された場合、県は、実施を希望する市町村に対し最大限支援すること。

3. 石油コンビナート等特別区域の防災対策について

- (1) 県内の特定事業所に対し、リスクマネジメント体制を整備し、法律を踏まえた安全基準を策定するよう必要な指導・助言を行うこと。
- (2) 火災爆発事故による被害は広範囲に及ぶため、今回の震災を教訓として、県当局においては、他の石油コンビナート事業者に対しても現行の法令等による規制及び保安基準の遵守について適正かつ厳正に指導・監督すること。
- (3) 状況によっては、事業所への立入調査を行い、指導・監督を徹底すること。
- (4) 石油コンビナート施設に被害をもたらす液状化、津波、長周期地震動などの現象については、必要に応じ現地調査を実施するなど、詳細な検討を行い、その対策について石油コンビナート等防災計画の修正に反映させること。

- (5) 事業所と防災関係機関との情報受伝達の強化、事業所における防災教育の強化、防災訓練の実施、消火戦術の研究など、万全な防災対策を講ずること。

4. 千葉県震災復旧及び復興に係る指針について

- (1) 概ね2年から3年後を目途とした復旧に関する個別の事業について、予算の措置状況や復旧に向けた具体的なスケジュールを明示すること。
- (2) 津波や液状化の被害地域住民や市町村等の要望をしっかりと受け止め、それぞれの被災地に対する、県としての具体的な支援策を明記すること。
- (3) 「指針」について、「共助」という点は「基本的な考え方」に位置付けられているが、「公助」の点、特に県における取組、「県が県民を守る」という部分をより強く打ち出し、県としての意気込みを示すこと。
- (4) 「指針」では、施策の方向性までが示され、具体的な施策については、地域防災計画など個別の計画で対応することとしている。よって、今後、個別の計画においてしかるべき点検が行われ、「指針」における施策の方向性が十分に反映されていくことが重要である。県としては、「指針」の考え方を十分に各部局の施策に反映するよう努めること。
- (5) 復旧・復興に係る事業の実施に際しては、地域の実情を把握している市町村との連携を密にして実施すること。
- (5) 今回、大きな被害をもたらした津波・液状化に対する対策については、地域防災計画の策定過程も含め、被災市町村の考え方を十分に反映すること。
- (7) 今回の震災を教訓として、各分野における対応を評価・検討し、誰もが安心して暮らせる住みよい千葉県、災害に強い千葉県とするための復興の指針とすること。

5. 千葉県地域防災計画の見直しについて

- (1) 市町村では、県の地域防災計画がどのように修正されるのか注視していることから、早期に計画の修正を行うこと。
- (2) 東海・東南海・南海地震の3連動による地震被害想定調査を地域防災計画に記載すること。
- (3) 液状化が発生した際の県の対策について、土砂の処分を含め対策の制度設計を計画に明確に位置付けること。
- (4) 東京湾内湾の河川遡上の監視体制を計画に位置付けること。
- (5) 今回の津波被害を踏まえ、津波浸水予測図の見直しなど必要な津波浸水対策を講ずること。
- (6) 帰宅困難者対策及び施設滞留児童生徒対策について見直しを行うこと。
- (7) 今回の福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、原子力発電所事故対策を計画に位置付けるとともに、現行の放射性物質事故対策計画についても、より一層の充実を図ること。
- (8) 県と市町村の役割分担を整理した上で、県において、県の地域防災計画と

市町村の防災計画の連携により、被災時に県民が必要とする支援が確実に
行われることを確認すること。

- (9) 子供から高齢者まで全ての世代に配慮し、特に、高齢者や障害者などの要
援護者の対応には十分に留意すること。また、避難所の運営などについて
も、あらゆる視点から検討し、きめ細やかな対応ができる体制を整備する
こと。
- (10) 拠点避難所においては、夏期及び冬期における冷暖房設備の使用に耐え
られる据置型の発電機と燃料の備蓄について検討すること。

6. 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る対処方針について

- (1) 放射性物質に関しての抜本的な解決策について、国に対し、放射線量の安全
基準を策定し、基準を超えた場合の対策を一日も早く示すよう強く要望
すること。
- (2) 県民の不安を一刻も早く解消するために、「放射線量の除染・低減」、「放
射性物質が検出された汚泥や焼却灰の処理」について、国の対応を待つだ
けではなく、県も市町村とともに主体性を持って進めること。
- (3) 放射性物質問題については、科学的な知見に基づいて、県民が正しい知識
を得るための情報伝達を行うこと。
- (4) 空間放射線量のモニタリングの強化を図るとともに、継続した監視体制を
構築し、県民に情報提供すること。特に、県内で局部的に非常に高い放射
線量となっている地域については、十分に監視していくこと。
- (5) 食品や農林水産物の放射線量を測定し、県民が暫定規制値を超える放射性
物質を摂取することのないよう対策を講ずること。また、これらの生産過
程において、放射性物質を除去する体制、混入しない体制を構築すること。
- (6) 今後、放射能問題が長期化することが明らかである以上、県の体制として、
専門家を加えた部局横断的な組織の設置を検討すること。
- (7) 風評被害を含め本県が受けた被害について、東京電力に対し十分な補てん
が受けられるよう強く要望すること。

2 千葉県議会地震・津波対策議員連盟

県議会においては、平成23年7月、超党派による議員で「千葉県議会津波対
策議員連盟（平成24年9月に「千葉県議会地震・津波対策議員連盟」と改称）」
が結成され（会長 本清秀雄議員、副会長 信田光保議員、堀江はつ議員、
阿部俊昭議員）、専門家等を招いての地震・津波対策に係る勉強会や被災地域
の視察などの活動を通じ、災害からの復旧・復興に取り組んでいる。

表 4-4-2 千葉県議会地震・津波対策議員連盟の活動状況

開催日	活動状況等
平成23年7月8日	設立総会
平成23年9月29日	講演会 ・房総における元禄地震と大津波 — 供養碑・古文書等に見る被害の実態と千葉県の課題— 講師 古山 豊（大網白里町郷土史研究会長）
平成23年12月2日	役員会
平成24年2月16日	県内視察 ・株式会社竹中工務店竹中技術研究所（印西市） ①津波のメカニズムと実態の聴取 ②耐震等最新の建築技術の視察
平成24年4月26日 ～27日	県外視察 ・稲むらの火の館及び広村堤防（和歌山県有田郡広川町） 「稲むらの火」関連施設の視察 ・和歌山県議会 和歌山県及び同県議会における津波対策への取組の聴取等
平成24年6月25日	総会
平成24年9月27日	総会及び講演会 ・「地殻変動解析による関東南部のプレート間固着域と房総半島沖地震の可能性」について 講師 西村 卓也 氏 （国土地理院地理地殻活動研究センター主任研究官）
平成24年10月18日	県内視察 ・旭市（日の出橋、飯岡刑部岬展望館ほか） ①旭市内被災地復旧状況視察 ②旭市長との意見交換会
平成24年11月27日	説明会 ・「がれきを活用した津波避難所建設について」 清水建設株式会社
平成24年11月30日	役員会
平成25年1月31日	説明会 ・東日本大震災での被災地における活動状況について （千葉県警察本部） ・県内の津波対策（施設整備）の取組について （千葉県県土整備部）

第5節 被災者の生活・くらし再建支援

1 被災者生活再建支援制度（内閣府による被害認定基準の改正）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者の申請を受け被災者生活再建支援金を支給するものである。

基本的には、「全壊」、「大規模半壊」とされた世帯に、まず基礎支援金が定額で支給され、その後、住宅の再建方法に応じて加算金が支給され、合計で最大300万円が支給される。

被災者生活再建支援制度の申請・支給状況は、平成24年8月末の調査時点において、国の制度の対象世帯は5,852世帯となっている。

平成24年11月15日現在、基礎支援金は、92.9%にあたる5,434世帯、加算支援金は、73.1%にあたる3,971世帯が申請済であり、82億6,012万5千円が支給されている。

なお、液状化被害住宅は、住宅の基礎や外壁などに被害が少ないため、従前の基準（災害に係る住家の被害認定基準運用指針）では、「傾き」が小さい場合は、「半壊に至らない」ことが大半であった。

平成23年5月2日、内閣府から示された「地盤に係る住宅被害の調査・判定方法」では、住宅に不同沈下がある場合は、「傾き」が小さな場合でも被害が認められるようになったほか、住宅の「潜り込み(もぐりこみ)」の量によっても被害が判定されるようになった。

具体的には、「傾き」は、「下げ振り」といわれる120cmの紐を用いて、住宅の四隅における紐の先端と住宅の壁の距離を測定するが、傾きが「1/60以上1/20未満」の場合、従来は「一部損壊(半壊に至らない)」であったものが、「大規模半壊」に、「1/100以上1/60未満」では、「半壊に至らない(一部損壊)」であったものが「半壊」となる。

また、住宅の「潜り込み(もぐりこみ)」については、住宅の床上1mまで潜り込んでいる場合は「全壊」、床まで潜り込んでいる場合は「大規模半壊」、基礎の天端下25cmまで潜り込んでいる場合は「半壊」となった。

表 4-5-1 被災者生活再建支援金

区 分	被害状況に応じて支給(基礎支援金)			再建方法に応じて支給(加算支援金)		
	全壊	半壊等で解体	大規模半壊	建築・購入	補修	賃貸(公営住宅を除く)
二人以上の世帯	100万円	100万円	50万円	200万円	100万円	50万円
単身世帯	75万円	75万円	37.5万円	150万円	75万円	37.5万円

2 被災者住宅再建支援金事業（液状化等被害住宅再建支援事業）の創設

液状化等被害を受けた世帯で、被災者生活再建支援制度の対象とならない次の世帯に対して、同制度を補完するため、県独自の支援を行った(表 4-5-2)。

液状化等被害住宅再建支援事業の対象世帯数は、平成24年12月末時点で17,750世帯であり、対象世帯数の19.1%に当たる3,394世帯から申請があり、

このうち3,157世帯に、20億6,571万5千円を支給している。

(1) 補助対象世帯

- ア 敷地被害により「半壊に至らない」被害を受けた住宅を解体した世帯（以下「住宅解体世帯」という。）
- イ 敷地被害により「半壊」または「半壊に至らない」被害を受けた住宅の地盤を復旧（住宅の基礎の復旧を含む。）した世帯（以下「住宅地盤復旧世帯」という。）
- ウ 「半壊」被害を受けた住宅を補修した世帯（以下「半壊住宅補修世帯」という。）

(2) 対象住宅

原則として、東北地方太平洋沖地震が発生した際に、被災者が居住していた戸建住宅を対象としている。

表 4-5-2 支援金額

区 分	液状化等による住宅解体世帯	液状化等による住宅地盤復旧世帯	半壊住宅補修世帯
二人以上の世帯	100万円	100万円	25万円
単身世帯	75万円	75万円	25万円

※被災者が補修等に要した費用が、上限額に満たない場合は、当該補修等に要した費用が上限額となる。

(3) その他

被災者生活再建支援金との併給は不可である。

また、未だ住宅再建の目処が立っていない被災者が多数いることから、被災者生活再建支援制度及び液状化等被害住宅再建支援事業について、申請期間の延長を行っている。

被災者生活再建支援制度の基礎支援金は平成26年4月10日まで、加算支援金は平成27年4月10日まで、液状化等被害住宅再建支援事業は平成27年4月10日まで申請期間の延長を行った。

表 4-5-3 県内における液状化を始めとした地盤被害発生世帯の内訳

地盤被害世帯は約49,400世帯となっている。（見込みを含む）
市町村別では、浦安市が67%、習志野市が13%、香取市が5%、千葉市、船橋市が4%、我孫子市が3%、旭市が2%となっており、上位7市で県全体の約97%を占めている。

（平成24年8月末時点 単位：世帯）

市町村名	液状化等 地盤被害発生 世帯数	被害状況				
		全壊	半壊等解体 ※	大規模半壊	半壊	一部損壊
1 浦安市	33,156	28	345	1,881	2,887	28,015
2 習志野市	6,182	14	59	151	482	5,476
3 香取市	2,426	45	182	667	896	636
4 千葉市	1,922	22	123	281	382	1,114
5 船橋市	1,739	10	5	155	291	1,278
6 我孫子市	1,613	153	43	6	72	1,339
7 旭市	787	100	76	169	241	201
8 佐倉市	368	36	33	36	98	165
9 栄町	365	10	9	18	82	246
10 神崎町	224	5	8	33	50	128
11 印西市	115	10	5	15	35	50
12 成田市	100	3	24	15	41	17

	市町村名	液状化等 地盤被害発生 世帯数					一部損壊
			全壊	半壊等解体 ※	大規模半壊	半壊	
13	富里市	72	1	2	3	0	66
14	市川市	66	6	9	18	12	21
15	銚子市	64	19	7	2	16	20
16	八千代市	53	3	7	3	14	26
17	匝瑳市	41	5	0	6	5	25
18	山武市	28	0	0	9	10	9
19	東金市	18	2	3	3	5	5
20	柏市	17	0	3	6	8	0
21	東庄町	11	0	1	1	3	6
22	鎌ヶ谷市	8	0	2	2	4	0
23	野田市	8	0	1	1	3	3
24	酒々井町	5	1	0	0	1	3
25	松戸市	5	0	0	0	5	0
26	多古町	5	0	0	3	2	0
27	八街市	3	0	0	0	0	3
28	富津市	2	0	0	0	0	2
29	茂原市	1	0	0	1	0	0
30	横芝光町	1	0	0	0	1	0
合 計		49,405	473	947	3,485	5,646	38,854

※半壊等解体とは、国制度対象となる半壊解体・敷地被害解体を指す

3 被災者住宅再建資金利子補給事業の創設

東日本大震災により住宅に損害を被った者の住宅復興を促進するため、被災者又はその親族が当該被災住宅を再建するために必要な資金を金融機関から借り入れた場合において、当該被災者等に利子補給事業を行う市町村に対して県がその一部を補助することとした。

(1) 交付対象

被災住宅（り災証明書が発行されているもので本人又は親族が震災発生時に所有し、居住していたもの）に代わる住宅の建設、購入又は被災住宅の補修のために必要な資金を金融機関から借り入れた者

(2) 事業内容

利子補給期間：原則として利子の支払い開始から5年間

利子補給率：市町村が実施した利子補給率に対して、1%を上限として市町村に助成

〔事業実施市町村〕26市町（千葉市・銚子市・市川市・船橋市・松戸市・野田市・成田市・佐倉市・東金市・旭市・習志野市・市原市・八千代市・我孫子市・浦安市・印西市・富里市・匝瑳市・香取市・山武市・栄町・神崎町・多古町・東庄町・大網白里町・九十九里町）

4 災害援護資金貸付金

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、住居や家財が大きな損害を受けたり、世帯主が負傷したりした被災者に対し生活を立て直すための資金の貸付を実施する市町村等（千葉市を除く）に、その原資の貸付を実施した。

表 4-5-4 県内各市町の災害援護資金貸付状況 (332 件 : H24. 12. 31 現在)

銚子市	8	成田市	2	佐倉市	9
東金市	1	旭市	99	我孫子市	1
浦安市	84	印西市	2	香取市	54
山武市	11	神崎町	6	東庄町	2
九十九里町	3	松戸市	9	習志野市	19
千葉市	15	船橋市	7		

※ 千葉市の貸付件数を含む

5 災害援護資金利子補給

上記 4 の災害援護資金貸付金の借受人の経済的負担を軽減するため、災害援護資金貸付金の利子について補給金を交付する。

なお、災害援護資金は 6 年の据置期間があり、据置期間中は無利子となるため平成 29 年度より対象者に対し交付を開始する。

6 生活福祉資金貸付原資・生活福祉資金貸付事業推進費補助金

低所得者等に対し貸付ける。住宅改修、生業など福祉資金、教育支援資金の貸付に係る原資の確保や相談員の配置について対応する。

(1) これまでの取組み

震災後、随時、被災世帯に対する生活福祉資金として、緊急小口資金、福祉費の貸付けを行っている。

(2) 平成 24 年 12 月末以後の対応予定

継続して、被災世帯に対する生活福祉資金として、緊急小口資金、福祉費の貸付けを行っていく。

表 4-5-5 貸付状況 (H24. 12. 31 現在)

資金種類	貸付件数	貸付金額 (千円)
緊急小口資金 (災害特例分)	307	42,200
福祉資金 (生活復興支援資金)	23	31,780

7 被災地に対する医療救護支援

広域災害・救急医療情報システム (厚生労働省と連携する医療機関情報災害時運用システム) の活用及び災害医療のマニュアルの策定等を行っている。

(1) これまでの取組み

被災した医療機関に対し、広域災害・救急医療システムに被害状況を入力して県に報告するよう指示をした。

DMA T を有する災害拠点病院に対し、広域災害・救急医療システムに DMA T の活動状況を入力して県に報告するよう指示した。

医薬品・衛生材料等を提供した。(タミフル 260 人分、サージカルマスク等)

(2) 平成 24 年 12 月末以後の対応予定

県内における災害医療体制を見直し、市町村、医療機関、健康福祉センター (保健所)、関係団体等との連携のもとに実施する災害医療について、マニュアルを策定する。

医薬品・衛生材料等については、要望があれば提供する。

8 被災要援護高齢者生活支援アドバイザー事業

仮設住宅に居住する高齢者等の生活を支援するアドバイザー及び市町村、社会福祉協議会、地域住民等が行う被災要援護高齢者等への支援をサポートする見守り支援アドバイザーを設置し、支援活動を実施している。

(1) これまでの取組み

具体的な業務内容や手続等について、関係機関（旭市、香取市、海匠保健所、香取保健所他）との協議を経て、平成 23 年 6 月に業務委託契約を締結、事業を開始した。

仮設住宅に居住する高齢者等を対象に、50 戸当たり 1 名の生活支援アドバイザーを派遣し、平日の日中、訪問による安否確認や生活相談対応、仮設住宅内交流スペースの運営について、地元ボランティア等との調整などを行っている。

また、保健師等の資格を持つ見守り支援アドバイザーが、生活支援アドバイザーとの同行訪問や、支援者対象の研修会等を実施している。

旭市の仮設住宅では月 1 回の支援者会議、香取市では月 2 回の健康相談を実施し、支援関係者が被災要援護高齢者等への生活支援等について情報共有しながら支援している。

(2) 平成 24 年 12 月末以後の対応予定

仮設住宅の継続が平成 26 年 5 月までとなっているため、平成 25 年度は、これまでの支援活動に加え、仮設住宅から出て地域での生活再建を支援するための事業を実施する。



写真 4-5-1 仮設住宅で住民の相談に応じる生活支援アドバイザー



写真 4-5-2 仮設住宅敷地内の集会場で生活相談を実施

写真提供：社会福祉法人ロザリオの聖母会（仮設住宅生活支援アドバイザー派遣事業受託事業所）

9 地域支え合い体制づくり事業

地域支え合い活動の普及啓発及び、市町村やNPO等が行う地域の見守りや支え合い事業に対する補助を行っている。

(1) これまでの取組み

被災高齢者等の生活支援に係る事業を含め、平成 23 年度は、38 市町村において 234 件の地域支え合い活動の立ち上げ支援や地域活動の拠点整備、人材育成等の事業実施に対して補助した。また、県事業として高齢者を地域で支えるネットワーク会議の設立や、高齢者の孤立化防止啓発事業（ちば

SSKプロジェクト)等を実施して、地域の支え合い体制づくりを推進した。

平成24年度も、市町村等への補助を実施するとともに、ちばSSKプロジェクトとして、孤立化防止啓発シンポジウムを開催し、事例報告や知事表彰を行った。

(2) 平成24年12月末以後の対応予定

地域支え合い体制づくり事業を実施した成果を広めるため、先進事例や災害時の事例を報告書にまとめるとともに、引き続き高齢者の孤立化防止啓発事業(ちばSSKプロジェクト)を推進する。

1.0 災害被災者及び支援者への心のケア推進事業

「心のケアチーム」が旭市内の避難所を週1回巡回訪問するとともに、各健康福祉センター及び精神保健福祉センターの「心の電話相談窓口」で被災者からの相談に対応した。

また、平成23年度5月補正事業として、次の事業を行った。

- ・仮設住宅入居者等に対する「心のケアチーム」の定期巡回訪問
- ・被災者や支援者に対する「心の健康教室」の開催
- ・フリーダイヤルによる電話相談窓口「心のケアコールセンター」の設置
- ・リーフレットの作成・配布

1.1 災害に伴う保育所児童等の心のケア事業

市町村における心理カウンセラー等の雇用について補助した。

(1) 取組内容

平成23年5月24日に、市町村児童福祉事務担当者会議を開催し、制度の概要について説明を行った。

(2) 補助内容

補助率：10/10(全額：安心こども基金)

表4-5-6 補助市町村と補助金額

市町村名	補助内容	補助金額
旭市	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時保育士を雇用し、被災保育所児童へのきめ細やかな保育を実施 ・心を癒すイベントの実施 ・保護者や保育士への相談事業の実施 	7,000千円
鎌ヶ谷市	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ちを聞き取る「傾聴講座」の実施 	100千円

1.2 児童相談所における災害対応児童心理司の雇用、相談対応

心理的なストレスを抱える児童からの相談に応じる体制を充実させるため、各児童相談所に児童心理司を配置した。

(1) 平成23年度災害対応児童心理司の雇用状況

柏児童相談所(平成23年8月11日～平成24年2月10日)、銚子児童相談所(平成23年11月21日～平成24年3月31日)、君津児童相談所(平成23年11月1日～平成24年3月31日)に各1名児童心理司を配置した。

なお、震災直後から、被災児童や震災及びその報道等により心理的なストレスを抱えた児童及び保護者等からの相談があった場合には各児童相談所

で対応している。

- (2) 県の6児童相談所における被災児童等に関する相談受付状況
16件22人（平成24年12月31日現在）

1.3 千葉県児童家庭課災害時支援協力員制度の創設・登録

県内外の被災児童及び保護者等に対して、支援活動を充実させるため、児童相談所退職者の支援協力体制を整備した。

- 取組内容：平成23年度 17名登録
平成24年度 20名登録

1.4 被災地浄化槽復旧支援事業

浄化槽の復旧が必要となる被災者に対し、市町村と連携して整備経費の一部を補助する。

- (1) 補助内容（交付先は市町村）

補助率：市町村が補助した額の1/2
上限額：1基当たり15万円

- (2) これまでの取組み

市町村に対し事業内容の説明を行うとともに、平成23年度は、事業実施の意向を有する12市町村に対し補助金を交付した。（計93基分）

- (3) 平成24年12月末以後の対応予定

本事業を実施する市町村と連携し、引き続き被災浄化槽の復旧支援を行う。

1.5 県経済団体等に対する若者の就職への配慮、雇用維持の要請

平成23年

3月29日 県経済団体に対して、若者の就職への配慮の要請した。

〔内容〕東日本大震災が就職活動及び入社の際に起こったことから、若者の就職に対する配慮を県内の経済団体に要請

5月26日 県経済団体及び県内事業者に対して、雇用維持の要請した。

〔内容〕東日本大震災の影響により雇用状況の悪化が懸念されたことから、県内の従業員5名以上の事業所約23,000箇所に、知事と教育長、千葉労働局長との三者連名による雇用拡大等の要請文書を送付するとともに、県内の経済団体に対しては、文書を持参し直接要請を行った。

1.6 被災者・避難者向け就労支援

千葉県求職者総合支援センターによる労働相談会を実施した。

- (1) これまでの取組み

平成23年4月8日から8月30日までの期間に、千葉労働局や市町村と連携して旭市、千葉市、柏市、成田市、船橋市において就労や生活に関する出張相談会を5回、山武地域（山武市・九十九里町・横芝光町）において、出張相談・合同面接会を1回実施した。

(2) 平成24年12月以後の対応予定

求職者総合支援センターの後継機関であるジョブサポートセンターの相談業務（出張相談を含む）で対応した。

1.7 被災者雇用緊急事業等

平成20年度から国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を基に、都道府県が基金を造成して実施していた「緊急雇用創出事業」に、被災した失業者の雇用機会の創出を目的として、平成23年5月2日付けで「震災対応事業」が創設された。県では、庁内及び出先機関において、被災失業者を日々雇用職員として雇用する「被災者雇用緊急事業」を実施した。その他、雇用関係では、新卒未就職者人材育成事業及び雇用企業開拓員事業を応急復旧に引き続き実施した。

1.8 農業者に対する金融支援の新設

東京電力福島第一原子力発電所事故による出荷制限や風評による被害を受けた農業者に対して、運転資金を無利子で融資する制度を新設し、14件に約36百万円の貸付を実行した。

1.9 東日本大震災一周年追悼式について

東日本大震災から1年が経つ平成24年3月11日に、県と旭市の共催で犠牲者を追悼する「東日本大震災一周年追悼式」を実施した。

式典では、政府主催の追悼式での黙とう、天皇陛下のおことばを画像中継した後、知事による追悼の辞、遺族代表によるお別れの言葉、献歌、献花が行われた。

当日は、被災者の遺族をはじめ、県内から多くの方の参列があった。



写真 4-5-3 東日本大震災一周年追悼式会場



写真 4-5-4 追悼の辞（森田千葉県知事）

第6節 経済活動に対する支援

1 「がんばろう！千葉」キャンペーンの実施

「千葉県の復興の力になりたい。」「千葉県を盛り上げたい。」「千葉県から日本を元気にしたい。」そういった一人ひとりの思いをつなげる取組みとして、「がんばろう！千葉」キャンペーンを実施した。

“元気な千葉”を県内外に発信し、観光客回復の起爆剤とするため、平成23年6月11日及び12日、観光PRイベント『千葉から日本を元気に！』を幕張メッセで開催した。

また、応援隊を発足し、賛同する個人隊員、企業・団体隊員を募集した。

平成24年末までに、個人隊員2万2千人超、企業・団体隊員で690団体超の参加があった。

個人隊員は、一人ひとりができることを、企業・団体隊員は、千産千消費ア・被災地応援イベント等の開催、シンボルマークを活用したポスター、商品パッケージ、ユニフォームの製作や「がんばろう！千葉」ののぼりの掲出など様々な活動が行われた。

- ・「ちば産品応援隊」県産品を買って食べて応援
(平成23年4月25日募集開始)
- ・「ちばめぐり隊」 県内を巡って応援
(平成23年5月26日募集開始)
- ・「ちば節電協力隊」節電に協力
(平成23年6月9日募集開始)
- ・「ちば盛り上げ隊」独自のアイデアで盛り上げる
(平成24年1月1日募集開始)



2 復旧から復興に向けた支援

(1) 被災事業者等に対する支援

ア 県制度融資のセーフティネット資金に「震災復興枠」を創設

震災からの復旧・復興に必要な資金需要に十分対応できるよう融資枠を拡大することとし、金融機関への預託金予算を平成23年6月議会で300億円増額し、1,900億円とした。

平成24年12月末時点までの融資累計 3,723件、61,543百万円

イ セーフティネット資金「震災復興枠」の利用者に対する利子補給を実施

ウ 平成23年度千葉県がんばる商店街復興支援事業

エ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが、県の認定を受けた復興事業計画に基づき、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費を補助した。

平成23年度 交付先：49事業者、補助額 1,061,553千円
繰越額 237,000千円

平成24年度 交付先：69事業者（平成24年12月末時点）

オ 「被災中小企業施設・設備整備支援事業」の実施

被災施設等の復旧を促進するため、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の自己負担額について、長期・無利子による貸付けを行った。

貸付実行先：2社、8,320千円（平成24年12月末時点）

カ 「千葉県中小企業復興支援会議」の設置

中小企業の早期復興に向けて、国、県、県内金融機関、商工団体及び支援機関がより一層連携を強化して、金融の円滑化や各種支援などの実施に取り組むため「千葉県中小企業復興支援会議」を設置した。

設置日：平成23年4月26日

平成23年度に5回開催

キ 「千葉県産業復興相談センター」の設置

東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けた中小企業者や農業者、漁業者など幅広い事業者を対象として二重債務問題をはじめ、様々な問題に対応する総合相談窓口として、県の要請を踏まえ、国が千葉商工会議所に設置した。

開所：平成24年3月1日

相談受付案件数：174件（平成24年12月末時点）

出張相談会開催地域：19市町（平成24年12月末時点）

相談者数：96社

ク 「千葉産業復興機構」の設立

二重債務問題によって、復興のための資金調達が困難となっている事業者を支援するため、県内金融機関及び中小企業基盤整備機構等と連携し、金融機関が被災中小企業等に対して保有する既存債権を買取るファンドを設立した。

設立：平成24年3月28日

規模：20.1億円（うち県出資 3,800万円）

支援件数：1社（平成24年12月末時点）

ケ 「中小企業再建支援専門家チーム派遣事業」の実施

震災により被害を受けた中小企業等を支援するため、地域の要望を踏まえ被害地域等に金融や経営などで構成する専門家チームを派遣し、各種相談に対応した。

なお、平成24年3月以降は、震災復興支援の相談窓口として「千葉県産業復興相談センター」が設置されたことから、当該センターと連携して出張相談会を実施している。

中小企業再建支援専門家チーム派遣実績

派遣地域：10市町

相談者数：135 社

千葉県産業復興相談センターとの連携実績

出張相談会開催地域：19 市町（平成 24 年 12 月末時点）

相談者数：96 社

コ 「中小企業経営診断・再建支援事業」の実施

東日本大震災により影響を受けた県内中小企業の早期再建を支援するため、各地域の商工会・商工会議所等と連携して企業毎に被害の状況等を記載した「企業カルテ」を作成し、これに基づき必要に応じて「経営再建サポートチーム」を無料で派遣して経営再建計画の策定などの支援を行っている。

なお、23 年度においては、企業カルテの作成が円滑に実施されるよう、直接被害を受けた地域の商工会・商工会議所に相談員の配置を行った。

経営再建サポートチーム派遣企業数：49 社（平成 23 年度）

24 社（平成 24 年 12 月末時点）

経営再建サポートチーム派遣延日数：450 日（平成 23 年度）

198 日（平成 24 年 12 月末時点）

サ 中小企業電力確保支援事業

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により、電力不足が懸念されていることから、中小企業者の皆様の安定的な電力確保を支援するため、中小企業者が県内の事業所に 500kw 未満の非常用発電機を導入する場合の経費の一部を助成した。

県補助実績 購入：21 件

補助額：29,189 千円

シ 千葉県産業支援技術研究所及び東葛テクノプラザの依頼試験手数料等の減免（被災地復興支援）

発表日：平成 23 年 5 月 2 日

東日本大震災により甚大な被害を受けた被災地の産業復興のため、千葉県産業支援技術研究所及び東葛テクノプラザにおいて、依頼試験手数料及び機器設備使用料を減免している。

〔支援対象企業等（法人及び個人）〕

① 国内に本社または事業所を有する企業等のうち、市町村長から災証明書（被災証明書でも可）の交付を受けた企業等

② 岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県に本社または事業所を有する企業等

ス 中小企業の節電・省エネルギー対策支援事業

平成 23 年夏は電力需給の逼迫が懸念され、中小企業も省エネ化を進めることが求められたため、県産業支援技術研究所では、東京都、埼玉県の公設試験研究機関と共同し、中小企業の省エネ化の第一歩となる「電力状況の見える化」を支援し、節電・省エネルギー対策の推進を後押しした。

県産業支援技術研究所職員が中小企業者の事業所や工場等を訪問し、電力計やサーモグラフィーなどの試験機器を用いて、電力や照度・温度等の測定を行った。

セ 中小製造企業販路開拓支援事業

～大手企業等の営業や資材調達の経験者を活用し、県内企業の販路開拓を支援～

東日本大震災により被害を受けた県内の中小製造企業のうち、県が選定する企業を対象にして、業務受託者が大手企業等で営業や資材調達の経験を有している人材（緊急販路開拓コーディネーター）を派遣し、支援対象企業と一体となって次の(ア)から(キ)の販路開拓支援業務を実施した。

なお、販路開拓支援にあたって、原則として、支援対象企業の費用負担はないものとした。

(ア) 支援対象者の販路についての分析等

(イ) 販路拡大戦略の企画・立案等

(ウ) 販路開拓先（県内外の大手企業等）の選定

(エ) 企業PRツールの作成に対する助言等

(オ) 販路開拓先への訪問等による発注案件の開拓

(カ) 販路開拓先とのマッチングの実施、助言等

(キ) その他、支援対象者の経営安定化につながる企画立案、助言

ソ 工業製品に係る放射線測定試験

東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、県内企業（製造業）が製造した工業製品に対し、取引先等から放射線測定を求める事例が増えた。このため、県産業支援技術研究所では、県内企業が製造した工業製品に係る放射線測定を実施した。

タ 立地企業補助金（災害復興支援）

チ 観光事業者への支援

(ア) 観光事業者への補助金等の施策

平成23年度は、特に東日本大震災後の大変厳しい状況に見まわれた宿泊施設を緊急的にバックアップするため、「がんばる宿泊施設応援助成金」により、一人でも多くの宿泊客を迎えようとがんばった事業者に対し、直接的支援を実施した。

さらに、平成24年度は新規事業として、県内観光地の宿泊客アップにつながる有料道路の無料通行券の配布に対する市町村への助成を実施した。

(イ) 誘客促進キャンペーンの実施

東日本大震災の影響が長期化する中、千葉県の魅力の発信や新たな誘客策などに取り組んだ。

平成23年度の取組みとして、「がんばろう！千葉」キャンペーンの一環として、積極的に千葉県内の観光地等を訪れ、楽しんでいただく

ことで千葉を元気にする「がんばろう！千葉・ちばめぐり隊」を発足させた（平成23年5月26日）。同応援隊には、平成24年末で6千人を超える県民の参加があった。

同年5月には、知事自らが「潮干狩り」に参加したことに続き、6月11日・12日には幕張メッセにおいて、観光PRイベント「千葉から日本を元気に！」を開催し、知事自ら先頭に立って元気な千葉県観光をPRした。

その後も、同年7月18日に、九十九里・片貝海水浴場で、「雄大・爽快・千葉の海へGO！」を開催し、海水浴のPRを行った。

また、「夏の観光キャンペーン」や県内観光地への誘客促進策である「がんばろう千葉観光優待キャンペーン事業」などの誘客策とともに、「秋の観光キャンペーン」、「早春の観光キャンペーン」を展開し、一日も早い千葉県観光の復興を目指した。

平成24年度は、夏の観光キャンペーンを例年より早い7月1日からスタートさせ、知事自ら先頭に立って、都内でのイベント開催や、テレビ・ラジオ等を活用したプロモーションを展開した。（夏のキャンペーンのキャッチコピーは「夏の房総、君を待ってる！」）

また、海のない群馬県、長野県に出向いての観光PRや、新たに海をテーマとしたメディア向けモニターツアーを実施したほか、成田空港と首都圏各地を結ぶラッピングバスを運行し、積極的に千葉の夏の魅力をアピールした。

また、同年9月1日から11月30日までは「大きな空、のんびり房総」をキャッチコピーに秋の観光キャンペーンを実施した。

ツ 諸外国向けに輸出される食品に関する証明書の発行

(2) 被災地の産業基盤の整備

ア 中小企業組合等共同施設災害復旧費補助金

イ 組合施設等災害復旧費補助金

(3) 東京電力福島第一原子力発電所事故に関する損害賠償に対する支援

ア 農業事務所と林業事務所に相談窓口を設置するとともに、市町村と連携して生産者への説明会や相談会を開催し、JAグループで組織した県協議会等が行う損害賠償請求の円滑な実施を支援している。

イ 国に対し、被害を受けた農林漁業者への万全の補償について要望した。

表 4-6-1 請求状況（H24.12.31 現在）※個人請求分は含まない

業種	請求額
農林業関係	約 128 億 18 百万円
漁業関係	約 68 億 62 百万円
合計	約 196 億 80 百万円

(4) 東京電力福島第一原子力発電所事故に由来する風評被害の払拭

ア 県産農林水産物の安全性をPRするため、県、生産者団体等が一体となって、販売促進キャンペーンを展開した。

イ 県産牛肉の信頼確保のため、農家全戸で飼育管理状況と放射性物質を確認する「県産牛肉の安全チェック制度」を平成23年8月から実施した。

風評により下落していた県産農産物の価格は、ほぼ回復してきており、県産牛肉については除々に回復している状況である。

ウ 「がんばろう！千葉」キャンペーンの一環として、県民、企業、行政等が一体となって、千葉県産の農林水産物を積極的に購入することで千葉を元気にする「がんばろう！千葉・ちば産品応援隊」を発足させた（平成23年4月25日）。同応援隊には、平成24年末で9千人を超える県民の参加があった。

表 4-6-2 県産農畜産物の価格の推移

県産農畜産物	震災前 (1kgあたり)	震災後 (1kgあたり)	震災1年後 (1kgあたり)
きゅうり	277円	123円	307円
シュンギク	348円	194円	585円
トマト	352円	224円	518円
しいたけ	792円	798円	609円
キンメダイ	2,850円	1,485円	2,197円
カタクチイワシ	51円	16円	51円
牛肉(和牛・去勢・A4)	1,586円	788円	1,554円

※農産物（東京都中央卸売市場の価格）

震災前は平成23年3月上旬の平均、震災後は3月下旬の平均、直近は平成24年3月の平均

※水産物（県内産地市場の価格）

震災前は3月5日、9日の平均、震災後は4月6日の平均、直近は平成24年3月の平均

※牛肉（東京都中央卸売市場食肉市場の価格）

震災前は平成23年7月1日～7日の平均、震災後は7月8日以降の最低価格、直近は平成24年3月の平均

第7節 国への要望活動

1 県全体としての要望活動

(1) 県災害復旧・復興本部における要望活動

平成23年4月1日に設置された県災害復旧・復興本部事務局における初仕事は国に対する要望となった。庁内における要望事項の調整を行い、4月15日には知事が首相官邸において枝野官房長官に要望活動を行った。ここでは、液状化による住宅の被害が想定されていなかった被災者住宅再建支援制度の拡充をはじめとした復旧・復興に係る全般的な事項を要望し、この結果、国において被災者住宅再建支援制度の拡充が図られた。

その後、県災害復旧・復興本部事務局において放射性物質対応の庁内調整を行うこととなったことから、まず、放射性物質対応の要望を取りまとめることとなり、同年6月に厚生労働大臣等に要望を行った。

引き続き8月には、政府の原子力損害賠償紛争審査会における検討状況を踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所事故による損害に関する要望を文部科学大臣等に行った。

さらに9月には、ごみ焼却灰や汚泥などに凝縮される放射性物質の処分に関する対応が問題化していること等を受け、放射性物質対策等に関する要望を環境大臣等に行った。

平成23年

4月15日 東日本大震災からの復旧・復興に関する緊急要望

- ・液状化対策について
- ・東京電力福島第一原子力発電所災害に伴う農林水産業への被害対策について
- ・放射線・放射性物質に係る監視体制の強化・充実について
- ・被災者に対する生活支援について
- ・学校、医療機関、社会福祉施設の復旧、児童・生徒、避難者等に対する心のケアについて
- ・安定的な電力供給の確保及び産業への支援について
- ・津波等の災害に対応した都市整備に対する支援について
- ・財政支援の充実等について

6月29日 東京電力福島第一原子力発電所事故に関する緊急要望

- ・放射線・放射性物質に係る監視体制の強化・充実について
- ・農林水産業及び観光業に対する補償について
- ・子どもが低量の放射線を長期にわたり受けた場合の健康への影響調査や放射線被ばく量低減策の研究及び実施について
- ・財政支援の充実について

8月3日 東京電力福島第一原子力発電所事故による損害に関する緊急要望

- ・観光業に関する賠償について
- ・農林水産業に対する補償について

9月26日 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線・放射性物質対策等に関する緊急要望

- ・ごみ焼却施設において発生する焼却灰等の処理について
- ・上・下水道処理施設において発生する汚泥・焼却灰等の処理について
- ・学校教育現場等における放射能対策について
- ・観光業における風評被害に対する賠償等について
- ・東京電力(株)による「原子力損害の判定等に係る中間指針」の確実な履行について
- ・東京電力(株)における損害賠償に係る対応について

(2) 国の施策に対する重点提案・要望

例年行っている国への重点提案・要望において、「東日本大震災からの復旧・復興に関する緊急要望」（平成23年4月15日）を基礎に新規事項を追加し、東日本大震災編として別途とりまとめ、平成23年6月28日国へ提出した。

その結果、災害復興特別交付税の創設や補助の拡大等の財政措置、特別措置法の制定などの対応が図られた。

さらに、目的を達しなかった事項やその後要望する必要が生じた事項について、翌年の「平成25年度国の施策に対する重点提案・要望」において引き続き要望することとし、平成24年6月15日に国へ提出した。

平成23年

6月28日 国の施策に対する重点提案・要望【東日本大震災編】

- 被災者の生活支援
 - ・被災者の生活再建への支援
 - ・福祉サービスの充実
- 被災地の生活基盤の整備
 - ・災害に強い社会基盤整備
 - ・公共土木施設等の復旧
 - ・安定的な電力供給の確保
 - ・液状化や津波による災害への対応
- 被災事業者に対する支援及び被災地の産業基盤の整備
 - ・中小企業者への支援
 - ・農林水産業者への支援
 - ・観光業の復興及び農林水産業関連施設の復旧
- 福島第一原子力発電所事故の対応
 - ・放射線・放射性物質に係る監視体制等の強化・充実
 - ・災害に伴う農林水産業・観光業への被害対策
- 選挙制度の整備と財政支援の充実

- ・選挙制度の整備
- ・財政支援の充実

平成 24 年

6 月 15 日 平成 25 年度国の施策に対する重点提案・要望

- 東日本大震災からの復旧復興
 - ・復旧復興の推進
- 福島第一原子力発電所事故の対応
 - ・福島第一原子力発電所事故への適切な対応

2 各部における要望活動

(1) 商工労働部における要望活動

ア 観光業における東京電力福島第一原子力発電所事故に対する損害賠償の状況

観光業の風評被害に係る損害賠償については、平成 23 年 6 月以降、関係省庁に要望を行うとともに、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣に緊急要望を行った。

同年 8 月に発表された国の「中間指針」に千葉県が明記されなかったことから、同年 9 月、東京電力(株)に対し、指針に明記されていなくても同様の扱いがされるよう、観光事業者との協議の場の設置を強く要望し、協議を進めてきた。

その結果、千葉県全体が賠償対象地域とはならなかったものの、同年 12 月、国の指針以外では初めて太平洋岸の 16 市町村が賠償対象地域とされ、さらに平成 24 年 7 月、隣接する地域を中心に 11 市町が追加された。

イ 東京電力福島第一原子力発電所事故による観光関連風評被害に係るこれまでの経過（国への要望等経緯）

（●は県関係の要望）

平成 23 年

6 月 28 日 ●知事名で国の施策に対する重点提案・要望を民主党千葉県連に提出

〔要旨〕本県を含め広域的に生じている風評被害が適切に賠償されるよう措置すること

6 月 29 日 ●知事名で関係省庁に対し緊急要望

〔要旨〕本県を含め広域的に生じている風評被害が適切に賠償されるよう措置すること

8 月 3 日 ●知事名で文部科学省に対し再要望

〔要旨〕本県を含め広域的に生じている風評被害が地域間で不公平なしに適切に賠償されるよう措置すること

8 月 5 日 ○原子力損害賠償紛争審査会が中間指針を発表

8 月 30 日 ○東京電力(株)が「福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への本補償に向けた取り組みについて」を発表

9月20日 ●知事名で東京電力(株)に対し緊急要望

〔要旨〕 県内観光事業者との協議の場を設けること

9月21日 ○東京電力(株)が「福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故による法人及び個人事業主の方々が被った損害に対する賠償について」を公表

9月26日 ●知事名で原子力災害対策本部長の野田総理大臣に対し緊急要望

〔要旨〕 風評被害の対象として千葉県を明記すること等

9月26日 ○東京電力(株)と県内観光事業者等による第1回検討会議

12月7日 ○民主党観光振興議員連盟総会にて本県観光業の風評被害を説明

12月28日 ○東京電力(株)と県内観光事業者等による第2回検討会議
平成24年

1月10日 ○東京電力(株)が千葉県内の16市町村を新たな賠償地域として追加発表

1月20日 ○東京電力(株)が県内5ヵ所で16市町村向け「賠償請求事務説明会」実施
～27日

1月31日 ○東京電力(株)が「観光業風評被害地域出張ヒアリング調査」実施(8日間にわたり38市町村からヒアリング)

5月23日 ●関東知事会(平成24年度第1回)で決議し関係省庁に対し要望

〔要旨〕 観光業の風評被害地域を各種客観的データに基づき中間指針に追加

6月15日 ●知事名で国の施策に対する重点提案・要望を民主党千葉県連に提出

〔要旨〕 本県を観光業の風評被害地として中間指針に明記すること

7月17日 ○東京電力(株)と県内観光事業者等による第3回検討会議

8月6日 ○東京電力(株)が千葉県内の11市町村を新たな賠償地域として追加発表

9月5日 ○東京電力(株)が県内14ヵ所で11市町村向け「賠償請求事務説明会」
～10月4日

10月23日 ●関東知事会(平成24年度第2回)で決議し関係省庁に対し要望

〔要旨〕 観光業の風評被害地域を各種客観的データに基づき中間指針に追加すること

ウ り災中小企業に対する金融支援に関する要望

平成23年

4月6日 ○信用保証制度の拡充について、知事名で経済産業大臣、中小企業庁長官、関東経済産業局長に要請

(2) 農林水産部における要望活動

内閣総理大臣、官房長官、農林水産大臣等に対し、震災からの復旧・復興と、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応に関する要望を行った。

平成 23 年

3 月 28 日 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う緊急要望書
(1 都 7 県の知事の連名)

[要望事項]

農畜産物や飲料水に対する放射能測定の結果、安全性が確認された場合には、国において積極的に広報等を行い、風評被害の防止に努めること。

4 月 8 日 要望書

[要望事項]

ア 今回の事故に関する補償について

- ・出荷自粛及び出荷制限を余儀なくされた生産者に対して、国において補償内容及び手続きを明確にするとともに、早急に仮払いを行うなど万全の補償を行うこと。
- ・風評により取引停止や価格下落などの被害を被った生産者への補償についても同様に行うこと。
- ・補償の手続きは簡便なものとする。

イ 国において、流通段階や消費者等に正しい情報を提供するとともに、積極的に広報等を行い、農林水産物への風評被害の防止に努めること。

4 月 15 日 東日本大震災からの復旧・復興に関する緊急要望

[要望事項]

ア 今回の事故に対する補償に関し、次の事項について早急に対応すること。

- ・出荷自粛、出荷制限及び出漁見合わせを余儀なくされた生産者に対し、補償内容及び手続きを明確にするとともに、早急に仮払いを行うなど万全の補償を行うこと。
- ・風評により取引停止や価格下落などの被害を被った生産者への補償についても同様に行うこと。
- ・補償の手続きは簡便なものとする。

イ 国において、流通段階や消費者等に正しい情報を提供するとともに、積極的に広報等を行い、農林水産物への風評被害の防止に努めること。

4 月 28 日 農林水産業の復旧・復興に関する要望

[要望事項]

- ・農林災害復旧事業に係る国の支援について
災害復旧事業に係る国の支援
崩壊の瀬戸際にある農村地域の復興と更なる発展に向け

た国の支援

- ・漁業関連被災施設の早期復旧に向けた支援の強化
- ・海岸保安林の災害復旧に係る国の支援

6月15日 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う農林水産業の補償に関する緊急要望書

〔要望事項〕

本件事故に関する損害については、県全域を対象として、被害を受けた全ての農林水産物を対象に万全の補償がされるよう特段の措置を講ずること。

6月16日 東日本大震災被災地の復旧・復興及び首都圏の防災対策（九都県市首脳会議の連名）

〔要望事項〕

ア 復旧・復興にあたっては、沿岸部、農村部、都市部など、それぞれの被災地の状況を十分踏まえ、自由度の高い補助制度の導入等、現場の状況に的確に対応できる対策を講じていくこと。

イ 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、首都圏でも商工業、観光業及び農林水産業等について深刻な風評被害が生じていることから、国において、国内外に向けて正しい情報を提供するとともに、安全が十分に確認された場合には、広く積極的なPR等を速やかに行うこと。

6月28日 国の施策に対する重点提案・要望【東日本大震災編】

〔要望事項〕

- ア 出荷自粛等を行った農林水産業者に対する万全な補償
- ・出荷自粛、出荷制限及び出漁見合せを余儀なくされた生産者等への補償について、早急に内容及び手続きを明確化し、仮払いを行うなど、対応に万全を期すこと。
 - ・風評により取引停止や価格下落などの被害を受けた生産者等に対しても、直接的な被害と同様の補償を実施すること。
 - ・補償の手続きは簡便なものとする。

イ 正確で積極的な情報提供等による風評被害の防止

ウ 放射性物質の影響を考慮した営農活動方針の提示及び規制措置を講じた場合の補償

8月3日 東京電力福島第一原子力発電所事故による損害に関する緊急要望

〔要望事項〕

農林水産業に対する補償について

- ・今回の事故に関する損害については、本県全域を対象とし、新たな問題となっている肉用牛や花・植木などの食用以外

の農産物を含め、被害を受けた全ての農林水産物を対象に万全の補償がされるよう措置を講ずること。

- ・畜産をはじめとする農林水産業の部門ごとの特性を踏まえた経営安定対策を講ずること。

8月10日 福島第一原子力発電所の事故の影響に伴う肉用牛の安全対策等に関する国への要望書（全国知事会で要請）

〔要望事項〕

- ・牛肉や稲わらなどの検査体制等の構築
- ・肥料・土壌改良資材・培土の安全確保
- ・畜産農家に対する支援対策の実施
出荷自粛等により出荷が困難になった牛の買上げ
畜産経営を維持するための対策
汚染された稲わら等の処分及び飼料の確保対策
- ・国産牛肉の消費回復対策の実施
- ・損害賠償請求に対する支援

9月26日 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線・放射性物質対策等に関する緊急要望

〔要望事項〕

東京電力(株)における損害賠償に係る対応について

- ・被災事業者等が迅速かつ公平、適切に損害賠償を受けられるよう、損害賠償に係る事務体制の強化を図ること。
- ・損害賠償請求の事務手続きについては、請求書類について、できる限りの簡素化を図るとともに、被災事業者への積極的な説明、書類作成の援助など、きめ細かい対応をすること。
- ・賠償金の支払いについては、請求があり次第、速やかに支払いを行うこと。

平成24年

6月15日 国の施策に対する重点提案・要望

〔要望事項〕

農林水産事業者への賠償については、速やかに賠償金を支払うとともに、今後新たな事態が生じた場合には適切に対応するよう、引き続き国から東京電力(株)に強く指導すること。

(3) 県土整備部における要望活動

平成23年

4月15日 東日本大震災からの復旧・復興に関する緊急要望

〔要望内容〕

- ・災害復旧事業の対象範囲の拡大
- ・国庫補助率のかさ上げ
- ・被災者への提供する県営住宅等において必要となる改修工

- 事に対する国の補助制度の創設
 - ・津波対策に関わる国の支援体制の充実
 - ・復興事業を機動的に進めるための関係法令の弾力的運用
 - 6月18日 菅内閣総理大臣に浦安市など来県された際に知事から要望
〔要望内容〕
 - ・液状化地域の公共用地と宅地の境界画定に関わる技術的支援
 - ・津波の避難対策に関わる基本的な指針の策定
 - ・液状化地域の復興の観点に配慮したまちづくりの支援
 - 6月28日 国の施策に対する重点提案・要望
〔要望内容〕
 - ・放射性物質を含有する下水汚泥の処理・処分に関する新たな助成制度の創設
 - 9月26日 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線・放射性物質対策等に関する緊急要望（下水道施設に発生する汚泥・焼却灰）
〔要望内容〕
 - ・放射性セシウムが8,000ベクレルを超える焼却灰等について、国の責任において早急に処理すること
 - ・高濃度放射性物質を含む焼却灰等について、国において長期的な保管場所を確保することなど
- 平成24年
- 6月6日 「首都圏三環状道路の整備等による首都圏の災害対応力強化について」（九都縣市首脳会議合意に基づく要望）
〔要望内容〕
 - ・広域交通基盤の代替性・多重性の確保
 - 6月15日 国の施策に対する重点提案・要望
〔要望内容〕
 - ・県内被災地の早期復興のための支援
 - ・津波対策に対する国の支援体制の構築
 - ・水門操作に係る安全性の確保に対する財政支援
 - ・道路ネットワークの機能強化のための支援
〔要望日程等〕
 - ・7月3日 関東地方整備局
 - ・7月9日 国土交通省本省
 - ・7月9日 関東地方整備局（港湾関係）
 - ・7月31日 国土交通省本省（河川関係）

3 他県等と連携した要望活動

(1) 一都七県知事

平成 23 年

- 3 月 28 日 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う緊急要望
- ・食品衛生法による暫定規制値は国際的にみても非常に厳しい基準となっており、食品安全委員会における食品健康影響評価を早急に実施し、当該評価結果を踏まえ、食品中の放射線濃度に関する規制値を直ちに定めること
 - ・原子力災害対策特別措置法の下に、放射能汚染調査のための農畜産物の収去の権限や、出荷制限に関する判断基準などを規定し、農畜産物等の安全性を体系的に確保できるよう、国において制度及び体制の整備を図ること。その際には、都道府県と十分に協議すること
 - ・農畜産物において暫定規制値を超える放射性物質が検出された場合であっても、当該作目について地域ごと又は栽培形態（路地、ハウスなど）ごとにデータを調査し、出荷（摂取）制限地域について、都道府県単位ではなく当該データに基づき一定の地域等の範囲を都道府県と協議の上、適切に設定すること
 - ・原子力災害対策特別措置法に基づく農畜産物の出荷等を制限する品目や区域の解除は、放射能の測定値が安定的に暫定規定値を下回るようになった場合に行うこととされているが、その判断基準についても早急に決定すること
 - ・農畜産物や飲料水に対する放射能測定の結果、安全性が確認された場合には、国において積極的に広報等を行い、風評被害の防止に努めること

(2) 全国知事会

平成 23 年

- 3 月 31 日 平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る緊急要請
- 5 月 26 日 被災者生活再建支援法改正等への対応について
- 7 月 15 日 日本の再生に向けて（東日本大震災復興への提言）
- 7 月 22 日 福島第一原子力発電所事故の影響に伴う肉用牛の安全対策に関する国への要請書
- 8 月 10 日 福島第一原子力発電所事故の影響に伴う肉用牛の安全対策等に関する国への要請書
- 9 月 21 日 第三次補正予算の編成に向けた緊急要請
- 11 月 21 日 東日本大震災からの速やかな復興を求める決議

平成 24 年

- 1 月 6 日 東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に係る環境整備について

7月25日 東日本大震災からの復興を促進するための提言

11月2日 東日本大震災の被災地復興支援の推進について

(3) 関東地方知事会

平成23年3月緊急要望

- ・計画停電の適切な実施、ガソリン・重油等の安定供給の確保及び被災地や医療機関等への優先的供給について

平成23年6月

- ・東日本大震災に係る要望について

平成23年11月

- ・東日本大震災に係る要望について

平成24年6月

- ・東日本大震災からの復興について
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質への対応と風評被害対策について

平成24年11月

- ・東日本大震災からの復興と原発事故への対応について

(4) 一都三県知事

平成23年4月22日

今後の電力需給の見通しを踏まえた効果的な電力需要抑制対策の実施を求める緊急要望

(5) 九都県市首脳会議

平成23年6月16日

東日本大震災被災地の復旧・復興及び首都圏の防災対策について

平成23年11月18日

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線・放射性物質対策等に関する要望

平成24年6月6日

首都圏三環状道路の整備等による首都圏の災害対応力強化について

第8節 市町村における復興への取組み

1 災害救助法と特定被災地方公共団体等

発災後、県は住家の被害等から、平成23年3月14日に旭市、香取市、山武市及び九十九里町に対し、同月24日に千葉市美浜区、習志野市、我孫子市及び浦安市に対し災害救助法を適用した。

同年5月2日には、応急復旧等を迅速に進めるための財政援助等を目的とした東日本財特法(※1)が成立し、被害状況等から、特定被災地方公共団体に県内19市町村が、特定被災区域に県内29市町村が、それぞれ指定された(※2)。

同年12月16日には、東日本大震災復興特別区域法が成立した。同法は東日本財特法における特定被災地方公共団体及び特定被災区域を含む地方公共団体を特定地方公共団体(復興特区の申請ができる市町村)と指定した。これらの団体では、独自に復興計画を策定するとともに、復興交付金事業計画の策定が進められている(※3)。

2 放射性物質への対応と県の支援

放射性物質関係では、放射性物質環境汚染対処特別措置法(※4)が平成23年8月26日に成立し、国と市町村との協議の結果、同法に基づく汚染状況重点調査地域として、県内では、松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市が指定された。これらの市では、環境省との協議のうえ除染実施計画を策定し、計画的な除染を進めている。

※1 正式名称:「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」

※2 特定被災地方公共団体とは、大地震又は大津波により甚大な被害を被った地方公共団体等として、公共土木施設や社会福祉施設等の復旧、災害廃棄物処理等に対する補助等の財政援助を受けられる団体をいう。
県内における指定団体: 13市6町

千葉市、銚子市、船橋市、成田市、佐倉市、旭市、習志野市、我孫子市、
浦安市、印西市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、神崎町、大網白里町、
九十九里町、横芝光町、白子町

特定被災区域とは、東日本大震災に際し災害救助法が施行された市町村及びこれに準ずる区域であり、当該区域における被災者等が、社会保険料の免除、農林漁業者や中小企業者に対する金融支援等の助成を受けられる区域をいう。

県内における指定区域: 29区域

千葉市、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、
東金市、柏市、旭市、習志野市、八千代市、我孫子市、浦安市、印西市、
富里市、匝瑳市、香取市、山武市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、
東庄町、大網白里町、九十九里町、横芝光町、白子町

※3 復興交付金事業計画の採択状況（5次内示まで）

1次内示（平成24年3月2日）浦安市、香取市、山武市

2次内示（平成24年5月25日）千葉市、旭市、我孫子市、浦安市、香取市

3次内示（平成24年8月24日）千葉市、銚子市

4次内示（平成24年11月30日）旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市

5次内示（平成25年3月8日）千葉市、旭市、匝瑳市、香取市

※4 正式名称は「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」

3 放射性物質を含んだごみ焼却灰の処理

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の降下

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質が本県の広い範囲に降下し、特に、県北西部では多くの放射性物質が降下した。

(2) 放射性物質を含んだごみ焼却灰等の発生

本県では、同年6月に、主に県北西部の各市等の一般廃棄物焼却施設において、ごみの焼却に伴って生ずるごみ焼却灰から1kg当たり数万 bq という濃度の放射性セシウムが検出された。

(3) 市町村及び県の対応

8,000 bq/kg を超えるごみ焼却灰については、同年6月に環境省から示された当面の取扱いに基づき、各市等で保管を行っていたが、日々発生するごみ焼却灰の保管場所を確保すること及び作業者の安全確保を図ること等の課題が浮上した。同年8月、保管場所がひっ迫している松戸市、柏市、流山市、我孫子市及び印西地区環境整備事業組合（以下、「4市1組合」という。）は、県に対して一時保管場所を確保することを要望した。

県では、この地域内にある県有地で、一定の敷地面積を有することなどを検討した結果、同年10月に、手賀沼流域下水道終末処理場内に一時保管場所を確保できる見込みが立ったことから、ここを4市1組合に提案し、以後、関係市と協議・調整を重ねた。また、印西市議会への説明や3回の住民説明会を開催するなど、一時保管計画の概要や安全性等について説明を行った。

こうした中、住民説明会では恒久化への懸念が示されたことから、平成24年6月に知事が環境大臣に対し、平成26年度末までに国の責任において最終処分場を確保するよう要望し、環境大臣からは「国の責任において確保する」との発言を受けた。

こうした経緯に加え、各市におけるごみ焼却灰や剪定した枝等の保管が更にひっ迫し、この地域の約136万人の県民生活に支障が生じかねないことから、同年6月に一時保管場所の設置を決定し、同年12月から松戸市及

び柏市、平成 25 年 1 月から流山市のごみ焼却灰の受入を開始した。

一時保管にあたっては、放射性物質汚染対処特措法の基準や国が定めた指定廃棄物関係ガイドラインに基づく安全対策を講ずるほか、24 時間 365 日体制での管理を行うとともに、敷地境界や周辺地域における空間放射線量を定期的に測定・確認し、公表を行うなど、安全確保には万全を期し、周辺住民の方々の不安の払しょくと風評被害の防止に努めている。

なお、一時保管場所の敷地境界測定地点 4 地点における空間放射線量は、毎日測定している。測定値は 1 時間当たり $0.07\sim 0.11\mu\text{Sv}$ となっており、保管開始前の測定値 $0.07\sim 0.10\mu\text{Sv/h}$ と同程度であり、また、国の基準である $0.23\mu\text{Sv/h}$ を下回っていることから、周辺への影響はないものと考えられる。

(4) 今後の対応

放射性物質汚染対処特措法が平成 24 年 1 月から全面施行され、 $8,000\text{Bq/kg}$ を超える指定廃棄物は国が処理を行うこととなり、環境省では、この法律の規定に基づき「指定廃棄物の今後の処理の方針（平成 24 年 3 月 30 日）」を公表し、平成 26 年度末を目途に県内において国が最終処分場を設置することとなった。

県としては、国の最終処分場の確保に最大限協力するとともに、安全に一時保管を行っていくことで、各市の廃棄物処理の円滑化を図り、市民生活の維持に寄与していく。